

3 月教育委員会定例会議事録

午後 1 時 2 5 分開会・開議

平成 3 1 年 3 月 2 0 日（水）

午後 2 時 0 0 分閉会・散会

平成 3 1 年 3 月 2 0 日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室に招集

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期及び時間の決定

日程第 3 前回の議事録の承認

日程第 4 教育長の報告

日程第 5 議事

第 9 号議案 御坊市学校運営協議会規則

第 1 0 号議案 御坊市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

第 1 1 号議案 御坊市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則

第 1 2 号議案 御坊市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

日程第 6 その他

(1) 行事予定について

(2) 3 月定例会市議会における一般質問について

(3) その他

日程第 7 次回開催日の決定

日程第 8 議事

第 1 3 号議案 御坊市スポーツ推進委員の委嘱について

委員等定数 5名

出席委員等（5） ・奥 幹夫教育長 ・柚瀬真規子委員 ・坂田 豊委員
・文蔵武人委員 ・芝崎二郎委員

欠席委員 （ ）

説明のため出席した者の職・氏名

・教育次長 箱 谷 徳 一 ・生涯学習課長 森 田 誠
・教育総務課長 阪 本 興 平

本委員会の書記の職・氏名

・教育総務課長補佐 森 久見子

◎ 開会及び開議

○ 奥教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名

○ 教育長から議事録署名委員に、文蔵武人委員を指名する。

◎ 日程第2 会期及び時間の決定

○ 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は午後2時30分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第3 前回の議事録の承認

○ 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第4 教育長の報告

1. 校長会

3月19日の校長会では、教育長の伝達事項として2点、伝達をしました。1点目は服務規律の遵守と綱紀の厳正保持についてです。県から通知や通達がいくつか来ておりましたので、それらについて報告をし、校長先生方に職員への指導のお願いをしました。併せて春休み中の服務

についても、休みに入るまでに今一度教職員への指導の徹底をお願いしますと伝えました。２点目は、学年末、学年始、春休み中の生徒指導についてです。長期の休みに入りますので、児童・生徒への休み中の指導とその指導内容について教職員で共通理解をするようにということを伝達しました。協議事項としては、まず、平成３０年度学校運営全般の総括についてということを議題としましたが、特に意見は出ませんでした。ですので、特に来年に向けて皆で留意して取り組むような事案は無いという判断をしました。次に、年度末、年度始になりますので、それらについての諸事項について協議をしました。以上が、３月１９日の校長会の主な内容です。

２．日高地方定例教育長会

３月１日の定例教育長会についてですが、この日は御坊市議会の開会日と重なりましたので、遅れて出席をしました。主な議事としては、日高地区教科用図書採択協議会についてということです。来年度は小学校の全教科の教科書が新教育課程実施に伴う採択となっています。また、教科書は４年毎に採択を実施していますが、中学校がその年に当たっています。ですから、併せての採択となりますので、事務量が多くなりますので、見通しや内容について協議をしました。主な協議事項は以上ですが、あと、共催依頼のあった日高地方歯科医師会からポスター・標語の募集について、中学校体育連盟から平成３１年度日高地方中学校春季大会についての承認をしました。以上が３月１日の教育長会の主な内容です。

３．その他

県から、教職員の選挙運動の禁止についての通知が来ています。それと一緒に、教職員、教育委員会の職員、教育委員も含めて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び公職選挙法において、積極的に政治活動をすること及びその地位を利用して選挙運動をすることは禁止されていますという通知が来ていますので、よろしくお願いします。

◎ 日程第５ 議事

第９号議案 御坊市学校運営協議会規則

- 阪本教育総務課長より、「本年４月から市内全ての小学校、中学校及び幼稚園に設置を予定しています学校運営協議会設置に係る規則案です。この協議会の設置趣旨は、保護者や地域住民の学校運営への参画と必要な支援に関して協議を行う機関として設置するもので、毎年度校長が作成した学校運営に関する基本的な方針を承認すること、学校の運営に関する事項について教育委員会や学校に意見を述べることなどをお願いしたいと考えています。また、学校の運営状況についての評価を行うこともこの協議会で行いたいと考えています。この協議会を構成する委員は、法律の規定どおり地域の住民、保護者、校長その他の教職員、学識経験者などで組織し、教育委員会で任命することになります。あと、この協議会が柔軟に活動できるよう部会を設けることができるようにしてあります。何分、新たに設置する協議会でありますので、運営していくうえで、学校や協議会からの意見をいただきながら、修正すべき点等ございましたら修正を加えながら運営していきたいと考えています。以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 奥教育長より、「御坊市の学校運営協議会の特徴について説明して下さい。」との指示があり、阪本教育総務課長より、「学校単位で組織するのではなく、中学校区単位で考えております。御坊中学校、湯川中学校、河南中学校、名田中学校、これに加えて、大成中学校の連携は考えておりませんので、藤田小学校につきましては、藤田小学校と大成幼稚園でのグループを考えております。５つの運営協議会で運営していただきたいと思いますと考えております。委員につきましては、各学校４名以内にしていただく予定です。各運営協議会の特色を出しながら運営してもらえればと考えております。」と追加説明を行い、続けて、奥教育長より、「中学校区で設置をしていくということで、例えば、河南中学校区でしたら、河南中学校、野口小学校、塩屋小学校、塩屋幼稚園の４つで、それぞれ４名ずつの委員を選出すると全体で１６名の委員ということになります。４名以下ですから、１６名以下ということになるかと思います。今まで学校評議員、学校関係者評価委員といった委員の方がいましたが、これらの機能についても今後は学校運営協議会の活動の中で担っていくということになります。県からは、各市町で平成３１年度までに必ず設置す

るようという指導がありました。御坊市では平成31年度から実施することになっていますが、既に実施している市町もあり、また、高等学校でもどんどん設置していくという状況になっています。」と説明を行った。

- 第9号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第9号議案については、承認することと決定した。

第10号議案 御坊市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

- 阪本教育総務課長から、「本規則の改正ですが、2点あります。1点目は、先ほどの学校運営協議会を新たに設置することに伴い、その事務を教育総務課学事指導係の所掌事務に加えるものです。2点目は、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律において、教育長の職務を代理するのは、教育長が指名した委員とされたのですが、その際に従前の教育次長が教育長の職務を代理すると規定されていた部分を削除することを失念していたため、今回改正するものです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第10号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、第10号議案については、特段の意見等なく、承認することと決定した。

第11号議案 御坊市立学校給食共同調理場運営委員会規則の一部を改正する規則

- 阪本教育総務課長から、「本規則の改正ですが、先日、市の定期監査がありました。監査の対象となりましたのは、給食センターに係る事務全般でした。その中で、監査委員から給食センター運営委員会規則における委員会の設置趣旨が明確に記載されていないのではないかとのご意見をいただきましたので、第1条に学校給食法にも記載されている学校給食の目的である「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るため」を加えるとともに、各条に見出しを付すものです。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。

- 第11号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、

特段の意見等なく、第 1 1 号議案については、承認することと決定した。

第 1 2 号議案 御坊市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

- 阪本教育総務課長から、「本案につきましては、議案書に記載の方々を学校医、学校歯科医、学校薬剤師として委嘱したく委員会の承認を求めるものです。新任の方はおらず、全て再任となっています。任期につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日から 2 年間となっています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第 1 2 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 1 2 号議案については、承認することと決定した。

◎ 日程第 6 その他

(1) 行事予定について

- 阪本教育総務課長から、行事予定について報告した。

(2) 3 月定例市議会における一般質問について

- 阪本教育総務課長より、3 月定例市議会について次のとおり報告を行った。3 月議会では、教育関係の一般質問が 3 名の議員からありました。まず、山田勝人議員から、小・中学校の体育館、市立体育館への空調設備についてということで質問がありました。まず、私（阪本教育総務課長）から、「学校施設における空調設備の整備につきましては、保護者の方や学校から、夏場の高温時に子どもたちの健康を守るため、早く教室に空調設備を整備してほしいといった要望が多く寄せられ計画的に整備を進めてきたところです。高温時の体育館での活動につきましては、朝の涼しいうちに体育の授業を行うこと、風通しを良くし体育館内の室温を下げること、高温時には使用を控えること、また、常に子どもたちの体調管理に気を配ることなどを学校にお願いしてきているところであります。現在、教育総務課では、学校施設の整備といたしましてトイレの洋式化率を上げることが喫緊の課題でございます。体育館への空調設備の整備につきましては、現在のところ計画はございませんが、災害避難所として指定されていることでもありますので、防災担当課とも協議して

いきたいと考えます。また、学校の体育館に空調設備を整備した場合の費用等につきましても把握ができておりませんので、この点につきましては、研究していく必要があると考えます。今後、総合計画の中で検討していきたいと考えます。」と答弁しております。次に、市立体育館については、森田生涯学習課長から、「市立体育館は、スポーツのサークル活動や大会などに毎日利用されているのが現状であり、スポーツ施設には、体を動かしやすい快適な温かさ・涼しさが求められています。しかしながら、生涯学習課といたしましては、市民文化会館の音響などの改修や勤労青少年ホームの外装などの改修が喫緊の課題でありますので、現在、市立体育館に空調設備の設置の計画はありません。今後、空調設備や建物自体などの調査研究を実施し、総合計画の中で検討して参りたいと考えております。」と答弁しています。次に、小川春美議員から、学校給食に関して2点の質問がありました。1点目は、保護者負担軽減、無償化についてで、2点目は、給食費事務についてでした。まず、保護者負担軽減、無償化については、私（阪本教育総務課長）から、「学校給食費の負担軽減につきましても、経済的な理由により負担が困難な家庭に対しては、就学援助制度により無償となっています。また、議員がおっしゃられましたように多子世帯への負担軽減策としまして現在第3子以降の無償化が実施されています。特定の受益者に対する施策には、受益に応じた形での受益者負担の原則がございますので、無償化ということは、考えておりません。」と答えております。次に、学校給食費の事務を教育委員会でできないのかという質問につきましても、私（阪本教育総務課長）から、「御坊市では徴収事務につきましても、事務の負担軽減を図るため、各学校に給食費管理システムを導入しています。引き続き現在の形でお願いしたいと考えます。また、給食費の引き落としができない家庭への対応が教職員の負担となっているといったお話は存じておりますが、今までどおり学校で対応していただきたいと考えます。給食費に係る事務につきましては、今後も学校からの意見も聞きながら、教職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。」と答えております。次に、西本和明議員からは、湯川小学校運動場に面したブロック塀についての質問がありました。具体的には隣接のお寺所有のブロック塀

についてなんとかできないのかというものでした。私（阪本教育総務課長）から、「湯川小学校に隣接するブロック塀につきましては、所有者がおられますので、その方をお願いしたいと考えております。他にも通学路でブロック塀があるところもありますので、教育委員会としましては、登下校時における児童生徒の安全確保について、学校長あてに文書で通知するとともに、校長会でも議事としてとりあげ、児童生徒に対して注意喚起しているところです。」と答えております。一般質問については以上です。

（３）その他

- 特になし。

◎ 日程第 7 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、４月１６日（火）午後１時３０分からとした。

◎ 日程第 8 議事

- 教育長が、「事務局から議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、出席委員に諮り、全委員の同意を得て審議に入った。

第 13 号議案 御坊市スポーツ推進委員の委嘱について

- 森田生涯学習課長から、「まず、本案が追加議案になりました理由は、御坊市スポーツ推進委員の推薦に関する書類などが全部揃ったのが昨日であったためです。提案理由につきましては、任期満了に伴い、御坊市スポーツ推進委員に関する規則第 4 条の規定により、下記名簿のとおり委嘱の承認を求めるものです。新任の委員は、山下勇人氏・山本尚氏・槇島建樹氏・塚原一平氏の 4 名で他は再任となります。任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。スポーツ推進委員は、地区推薦によって選任することになっています。旧御坊町内から 6 名、その他の地区から各 2 名が選出されています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」との提案理由の説明があった。
- 第 13 号議案について、奥教育長から出席委員に意見を求めたところ、

特段の意見等なく、第 13 号議案については、承認することと決定した。

◎ 閉会及び散会

- 教育長から平成 31 年 3 月 20 日（水）の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 午後 2 時 00 分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員